

木更津市デジタルサービス推進業務委託仕様書

1 業務名 木更津市デジタルサービス推進業務

2 契約期間 契約締結日から令和3年8月31日まで

3 業務の概要

市民が住み慣れたまちで自分らしく、生き生きとした暮らしを安心して続けていくため、これまで実施してきた地域の見守りをはじめとする様々な取組を補完する ICT 機器や最先端技術を活用したサービスについてのプランニング及び段階的に拡張が可能なプラットフォームを構築するもの。

4 業務の内容

4-1 プランニングの提案

(1) プランニング

- ① 4-2で提案する利用機器等及びシステムを活用したプランニング
 - (ア) 見守りや防災等、出発点となり得るサービスを STEP 1 とすること。
 - (イ) 拡張を図る各分野サービスの独自提案は段階毎に明記すること。
 - (ウ) サービスの提供は、まずは高齢者等を対象としてスタートすることとするが、サービスを拡張する段階においては、対象の拡大を提案すること。
- ② 電子地域通貨アクアコインを活用したサービス及び IC タグを活用したサービスについて明記すること。
- ③ STEP 及びサービス毎に目的・特長・概算額・導入時期を明記すること。

4-2 利用機器等及びシステム構築に関する提案

(1) 利用機器等（スマートフォン端末、タブレット端末、ロボット等）

- ① 使用する ICT 機器は事業者の提案による。
- ② インターネット通信ができるデータ通信機能を有していること。
- ③ バッテリーが内蔵されていること。
- ④ 自立できること又はクレードルがあること。
- ⑤ RAM は、2.0GB 以上であること。
- ⑥ 通信 SIM で接続ができること。
- ⑦ 無線 LAN で接続ができること。
- ⑧ 内蔵カメラ、マイク及びスピーカーを搭載していること。
- ⑨ NFC リーダーが内蔵されていること又は外付けができること。
- ⑩ 通信規格は、Wi-Fi802.11a/b/g/n/ac 準拠（2.4/5GHz）を満たしていること。
- ⑪ GPS 及び Bluetooth を搭載していること。
- ⑫ 暗証番号等を利用したロック等のセキュリティ機能を有していること。

(2) SIM 回線

- ① データ通信専用であること。
- ② 通信速度制限時においても、下り最大速度 200kbps 以上であること。
- ③ 月額利用料が一定であり、かつ従量課金ではないこと。
- ④ 通信用データ SIM を調達すること（通信に係る設定費用は実証事業費、運用に係る費用（LTE 回線費用・データ通信容量（500MB/月以上）は実証運用費に含めること））。
- ⑤ 最低利用期間及び違約金の設定がないもの。

(3) システム構築

- ① 作業に必要な機材、回線環境は受託者にて準備を行うこと。
- ② 構築時に機能テスト、セキュリティテスト等を実施し、納入時に結果を報告書として提出すること。
- ③ アプリケーション（以下「アプリ」という。）が必要な場合はそれを含み、利用機器用（スマートフォン端末用、タブレット端末用、ロボット用等）のアプリを構築すること。
- ④ ソフトウェアを使用する場合は、システム管理者用アカウントを 1 ライセンス、情報配信者用アカウントのライセンスを必要数提供すること。
- ⑤ 見守りや防災等、出発点となり得るサービス機能の提案を行うこと。
- ⑥ 今後、各分野サービスの段階的な拡張を図ることができること。
- ⑦ 他社のサービスやアプリに対応できること。

4-3 実証実験の実施

- (1) ICT 機器を高齢者世帯にモデル的に設置し、「機器の有効性」、「操作性」、「出発点となるサービス」等の実証・効果検証を行う。
- (2) 対象は、30 世帯とする。経費や設置等の関係で効果的な検証に支障が生じる場合は、世帯数について提案可能とする。
- (3) 職員及び利用者に対して操作マニュアルを作成・配布し、説明会を開催すること。
- (4) 定期的にアンケートや聞き取り等の調査を行い、効果を検証すること。
- (5) 機器の使用方法等についての問合せを受けること。問合せ対応は月曜日から金曜日の 9 時から 17 時とする（但し、祝日は除く）。
- (6) ネットワークの設定が必要な場合及び通信環境については、担当部署及び市のネットワーク保守業者と協議すること。
- (7) 市と打合せを実施し、調達する機器に必要な設定を行い、指定する場所に設置を行うこと。
- (8) 機器の設定・設置、サポート、故障・紛失時の対応等は本業務に含むこととする。
- (9) ICT 機器の紛失・故障時には、機器を迅速に再配置すること。
- (10) 紛失・故障時の対応については、提案内容に明記すること（予備機器を用意する、保険に加入しておく、紛失の場合はどこまで対応可能か等）。
- (11) 実証実験期間終了後は機器等を撤収し、市へ納品すること。ただし、別途対応が必要となった場合は、市と協議の上、対応すること。

(12) 今回の見積においては、3 か月分の利用料金等を算定すること。

4-4 4-1(1)①(ア)STEP1 におけるシステム導入

以下の機能等を想定しているが、必ずしも有していることが条件とは限らない。

(1) 見守り

① 安否確認機能

(ア) 家族の安否確認ができる機能。

(イ) 位置情報がわかる機能。

② コミュニケーション機能

(ア) 双方向でのテレビ電話及び写真データを伴ったコミュニケーションができる機能。

(イ) 緊急時にボタン一つで事前に登録した家族等に連絡ができる機能。

③ 音声リクエスト機能

高齢者が天気予報等の希望する情報を機器に問いかけると、最新の情報を答える機能。

④ 運動機能

高齢者が希望する運動等の映像を表示する機能。

⑤ 声掛け機能

機器が高齢者の顔を認識した時及び設定した時間になると声掛けする機能。

⑥ 拡張性

内部センサーや外部センサー等の接続及び顔認証技術等の利用によって、本サービスの機能強化を行えること。

(2) 防災

① 配信管理機能

(ア) 市からの情報入力は、LGWAN 又はインターネット接続されたパソコンのブラウザ上で稼働する機能。

(イ) Chrome、Edge で動作できることを保証する機能。

(ウ) ユーザ ID とパスワードによりシステムへのログイン認証ができる機能。

(エ) ユーザ ID については、システム全体の権限を持つ管理者権限や、記事作成権限等、柔軟な権限設定ができる機能。

(オ) アプリをバージョンアップしていない利用者限定して新しいバージョンのアプリがあることを通知できる機能。

② 情報配信機能

(ア) 配信管理側で入力したお知らせ情報をスマートフォンアプリ、タブレット端末アプリ、ロボットアプリに配信できる機能。

(イ) 写真、音声及び文字が配信できる機能。

(ウ) 配信された情報の見直し、聞き直しができる機能。

(エ) 音声配信された場合、自動で音声を流し始めることができる機能。

(オ) 緊急度に応じて鳴動方法、表示方法や音量を変えることのできる機能。

- (カ) 情報を受信した際、プッシュ通知が自動的に表示できる機能。
- (キ) プッシュ通知は端末がスタンバイ状態、もしくは他アプリ起動中であっても通知される機能。
- (ク) 上記カテゴリは配信管理側で作成、編集、削除ができる機能。
- (ケ) お知らせ本文は、半角 10,000 文字、全角 5,000 文字まで入力できる機能。
- (コ) お知らせ情報毎に以下設定ができる機能。
 - ・ テンプレートの設定ができる機能。
 - ・ 即時配信に加え、配信日時を指定して配信ができる機能。
 - ・ 配信先を限定し、特定の地域やグループにのみ配信する設定ができる機能。
 - ・ カテゴリの設定ができる機能。
 - ・ タイトルの設定ができる機能。
 - ・ 写真の添付ができる機能。
 - ・ 音声データの添付ができる機能。
 - ・ 上記音声データの inputs は、マイク入力・テキストから音声合成・音声ファイルアップロードができる機能。
 - ・ Web ページのリンクが添付できる機能。

③ 連携機能

- (ア) J-Alert との連携機能を備え、J-Alert システムからの情報を自動配信できる機能。
- (イ) 市ホームページ、きさらづ安心・安全メールとの連携機能を備え、配信できる機能。

5 成果物

受託者は、契約期間満了日前までに、次の成果物（紙媒体及びデータ）を市に提出するものとする。

- (1) 本業務に関連する ICT 機器及びソフトウェア、アプリ等
- (2) 機能テスト、セキュリティテスト等の結果報告書
- (3) 説明会、サポート等の利用実績
- (4) アンケート、聞き取り等の調査結果
- (5) 実証実験結果報告書
- (6) その他本業務に関連する資料一式

6 秘密の保持等

- (1) 受託者は、この業務によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (2) 受託者は、業務を実施するにあたり、個人情報の取扱いについては、別記 1「個人情報取扱特記事項」及び関係法令を遵守しなければならない。
- (3) 受託者は、業務を実施するにあたり、情報セキュリティの取扱いについては、別記 2「情報セキュリティポリシーに係る特記事項」を遵守しなければならない。

7 その他特記事項

- (1) 受託者は、業務の実施に伴い適用に受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守しなければならない。なお、委託者は受託者に必要な情報を提供するものとする。
- (2) 本業務は、業務履行における責任を明確にするために、原則として受託者自らが行うものとする。
- (3) 機器の設置、操作説明、サポート、紛失・故障時の保険適用等履行に関して市と十分協議をしながら進めること。
- (4) 本業務により提出された成果物については、市の取組みの結果として公表することがある。ただし、公表の前には受託者と協議の上、決定する。
- (5) 成果物の権利は使用・未使用に関わらず、市に帰属する。
- (6) 本仕様書に定めのない事項又は業務の実施に関する疑義が生じた場合には、市と受託者が協議の上、決定するものとする。